

令和6年竹田市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和6年1月5日(金) 午後3時10分～午後3時45分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司
11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 3件
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・ 4件
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 9件
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 1件
議案第6号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・ 2件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(15時10分)

議長

今から令和6年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は1番 山本昭雄委員、2番 改木謙士委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

なおこの案件は議案第3号 農用地利用集積計画についての承認と議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第2号について報告を申し上げます。

この案件は平成21年1月6日の第1回総会において議案第2号の7番にて承認され1月7日に許可書を交付しましたが、令和5年11月24日に農地法第3条許可処分の取消し願いがありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 3件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 4件

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について 7件

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第6号 非農地証明について 3件

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

以上29案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第1号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1 番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2 番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3 番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第1号について担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第2号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第1号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第2号の1番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第2号について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(15時17分)

議長

再開します。

(15時17分)

議長

議案第3号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。9年11か月間の賃貸借、新規設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第3号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の1番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市大字枝字向田○○○○ 外3筆 田4筆 合計面積2,060平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は2,060平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第4号の1番の調査報告をいたします。

譲受人は○○県の公立中学校に教諭として勤務する中、数年間は海外教員派遣制度によりオランダに派遣されてきました。昨年3月で退職し竹田市の空き家バンクを利用し大字竹田字久戸谷に移住しました。その後大字枝字向田の○○○○所有の宅地を含む住宅を購入し、改装が完了すれば入居する予定です。譲受人は本年4月から県内の公立中学校に勤務するとのことです。本件農地は譲渡人から贈与された田4筆、譲受人の労力は2人です。農機具は所有している草刈り機1台、譲渡人から借り受ける耕うん機1台で農作業を行う予定です。自家消費する野菜を作付ける予定で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の2番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市大字枝字石原○○○○ 外2筆 畑3筆 合計面積2,681平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は2,681平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第4号の2番の調査報告をいたします。

先ほどご本人から説明された案件です。譲受人は市の空き家バンクを利用し大字枝の譲渡人所有の住宅に移住されました。その後、所有者との話し合いにより宅地を含む住宅と隣接する畑3筆を購入することとなり手続を始めましたが、相続登記がされていなかったことにより売買契約ができなかったため相続登記が完了するまでは賃貸借契約していました。このたび相続登記が終了したことから本件農地の所有権移転申請がされたものです。譲受人は運搬業に従事する兼業農家です。労力は1人です。農機具は所有している草刈り機1台、運搬車1台、隣人から借り受けるトラクター1台により農作業を行い、譲渡人が植栽していたカボスの栽培を引き継ぐことにより農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の3番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市大字穴井迫字トリコエ○○○○ 田1筆 面積819平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,188平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第4号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の4番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市大字米納字木下○○○○ 田1筆 面積757平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,754平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第4号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・田植機1台その他トラクターに取り付けるモアとかロールベアラーなど所有しています。稲作と畜産中心、現在牛は10頭の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の5番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市荻町馬場字岩戸○○○○ 畑1筆 面積3,823平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は936,650平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第4号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター7台・コンバイン3台・田植機3台・耕うん機2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の6番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市久住町大字久住字道園○○○○ 田3筆畑6筆 合計面積20,288平方メートルを所有権移転するものです。親族間の贈与です。譲受人の経営規模は31,832.22平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第4号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台・コンバインは委託・田植機共用で利用しています。野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の7番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字丸山○○○○ 田1筆 面積1,039平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は52,470.36平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第4号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター4台・田植機1台所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の8番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市久住町大字添ヶ津留字添ヶ津留○○○○ 外1筆 田2筆 合計面積4,837平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39,783平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第4号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン2台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の9番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字中迫○○○○ 外1筆 田2筆 合計面積1,399平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,458平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第4号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台それぞれ共同です。稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第4号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第4号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号 1番の案件は、申請地 大分県竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇 面積848平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は農家住宅です。転用者は現在住んでいる住宅を国の買収により立ち退くことになり当該地に農家住宅を建設することになったためです。排水については、既存側溝に流す計画で水利組合の承諾書も得ております。工事期間は令和6年4月10日から令和6年12月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第5号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第5号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第5号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第6号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の1番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字飛田川字坂折○○○○ 外2筆 登記地目 田3筆 合計面積150平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が農地として利用していましたが害獣被害がひどく耕作することができなくなり平成15年頃から耕作放棄地となり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の2番の案件は申請者 ○○○○が所有する、申請地 竹田市大字門田字大津留○○○○ 外3筆 登記地目 田1筆畑3筆 合計面積1,578平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、相続により農地を取得しましたが勤務地が遠方になり平成6年頃から耕作することができなくなり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の3番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市久住町大字久住字仁田ノ原○○○
○ 登記地目 牧場1筆 面積11,354平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成8年1
2月2日で転用許可を受けていましたが地目変更登記をしていませんでした。現況は建物敷地となっています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、建物敷地となっております。現状からみて農地への復
旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第6号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第6号について、非農地証明書を発行することにご異議ない
方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第6号 非農地証明については、これを承
認することに決定します。

議長

続いて、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号の1の1番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市大字次倉字宮戸○○○○ 田1筆 面
積2,091平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、1の2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号の1の2番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市久住町大字久住字平木○○○○ 牧場
1筆 面積22, 886平方メートルを建物の老朽化に伴い移転新築する計画の農地です。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第7号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第7号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時45分)

令和6年1月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....